

大街道商店街 座り場設置・管理要項（案）



平成 28 年 8 月

松山大街道商店街振興組合

目 次

1. 座り場設置の趣旨・目的	1
2. 座り場の設置方針	1
3. 座り場管理者の申請・審査・認定	1
4. 運営管理体制と座り場管理者の役割	2
5. 座り場の設置におけるルール等	2
6. 管理運営に関する費用負担等	2
7. 提供可能な設備、貸与可能な機材等	3
8. 管理運営に関する覚書	3
9. 管理運営の辞退、管理者認定の取り消し	3
【参考】申請フロー	4

1. 座り場設置の趣旨・目的

- ・大街道商店街では、かねてより利用者の方々から、休憩場所を設置してほしい等のご要望を数多く頂いています。平成27年に大街道で実施された「まちなか空間活用」においても、テーブルやいすを活用した座り場の設置に関して、多数の好意的なご意見と継続的な設置・運営を望む利用者の声を頂きました。
- ・商店街では、ベンチの設置等、これまでも様々な環境整備に取り組んできており、その結果、管理上の課題等についても明らかになってきています。その点も踏まえて、継続的に管理できる座り場等の設置について検討を行いました。
- ・そこでこの度、座り場の設置と管理運営を行う管理者を定め、商店街と連携をしながら運用する新たな方法により利用者の皆様の利便性向上を図る取組みを行うことといたしました。質の高い座り場を作ることが、座り場周辺はもちろんのこと、商店街全体の賑わいに寄与すると考えています。
- ・本要項は以上のような趣旨にもとづき、松山大街道商店街振興組合が実施する座り場の設置について、実施に際しての考え方、運営管理体制、管理者の選定方法や役割等について定めるものです。

2. 座り場の設置方針

- ・商店街各店舗のお客様等に限定せず、広く市民の方に自由に利用頂ける座り場として設置・管理します。
- ・全体のデザイン性（景観等）に配慮し、利用者にとって居心地良い空間と感じられるような、設置・管理を行います。
- ・利用者の使い勝手に柔軟に対応し、日常的な管理を行いやすいよう、可動のイスやテーブル、ベンチ、プランターの植栽など、簡単に移動できるものを使用します。
- ・道路空間に設置するため、イス・テーブルなど全ての設置物は、毎日設置と撤収・収納を行うこととし、災害の発生時等には速やかに移動できるよう管理を行います。

3. 座り場管理者の申請・審査・認定

- ・座り場の設置・管理を希望する方は、「5. 座り場の設置におけるルール等」を確認の上、別紙の申請様式により、申請書・実施計画書を商店街振興組合の事務局に提出してください。
- ・振興組合が専門家の助言等を踏まえて申請書・実施計画書を審査し、座り場管理者として認定します。この際、組合との協議により計画内容を修正頂くことがあります。
- ・申請者は原則として、大街道2丁目（大街道沿道）に店舗や事業所のある個人もしくは法人とします。複数の個人・法人により共同して申請することも可としますが、

その場合、申請者の代表者を定めることとします。

4. 運営管理体制と座り場管理者の役割

- ・設置主体は、松山大街道商店街振興組合とし、イスやテーブル、プランターの設置・収納や清掃等、日常的な管理運営は座り場管理者とします。

		振興組合	座り場管理者
設置責任者		○	
日常管理			○
道路占用許可	申請者	○	
	工事者		○
道路使用許可	申請者	○	
	現場責任者		○
緊急時対応 (負傷者・急病人発生時の応急や 通報、災害時の通報・避難誘導)			○ (努力義務)

【日常管理の内容】

- ①大街道アーケード内にて、無料の座り場空間の提供、質の高い空間づくり
- ②清掃などの日常管理、喫煙者等へのルール順守の声掛け
- ③毎日の搬入搬出等の運営管理（当面、設置時間は、9時～19時の時間内とする）
- ④大街道商店街組合等が実施するイベントとの調整

5. 座り場の設置におけるルール等

- 1) 設置、管理運営は「2. 座り場の設置方針」に沿って行うこと
- 2) 「別紙2 座り場の設置基準」の内容を満たした設置・管理運営を行うこと
- 3) 特定の企業や店舗の宣伝活動を行わないこと。政治活動や宗教活動等を行わないこと。公序良俗に反する内容ではないこと。
- 4) 常時、緊急車両通行帯（3m以上）を確保し、交通安全に配慮すること

6. 管理運営に関する費用負担等

- ・植栽の購入等に係る費用は、1か所あたり10万円を限度として当組合が補助します。
- ・上記の他の座り場の設置に係る費用、日常の管理に係る費用は座り場管理者の負担、道路使用許可申請にかかる費用は当組合の負担、とします。

- ・道路占用許可、使用許可事務は当組合が行います。

7. 提供可能な設備・貸与可能な機材等

- ・折りたたみ式のイス 50 台（※必須使用機材。使用数は提案による）
- ・折りたたみ式のテーブル 15 基（※必須使用機材。使用数は提案による）
- ・可動式ベンチ
- ・可動式プランター容器（※植物は別途用意のこと）
- ・スタンド照明 3 基
- ・電源（各アーケード柱に 1 か所、2 口）

折りたたみ式の
イス・テーブル



可動式のベンチ



可動式のプランター



8. 管理運営に関する覚書

- ・座り場の設置・管理運営に際しては、管理者と当組合との間で、別紙に示す覚書を交わすこととします。

9. 管理運営の辞退、管理者認定の取り消し

- ・管理者は、覚書の締結期間内であっても、随時、書面により振興組合事務局に申請することにより、座り場管理者の辞退を申し出ることができます。
- ・設置基準の条件を著しく満たさない状況が継続された場合、覚書の内容に違反した管理運営を行った場合には、座り場設置の中止を求め、および管理者としての認定を取り消すことがあります。

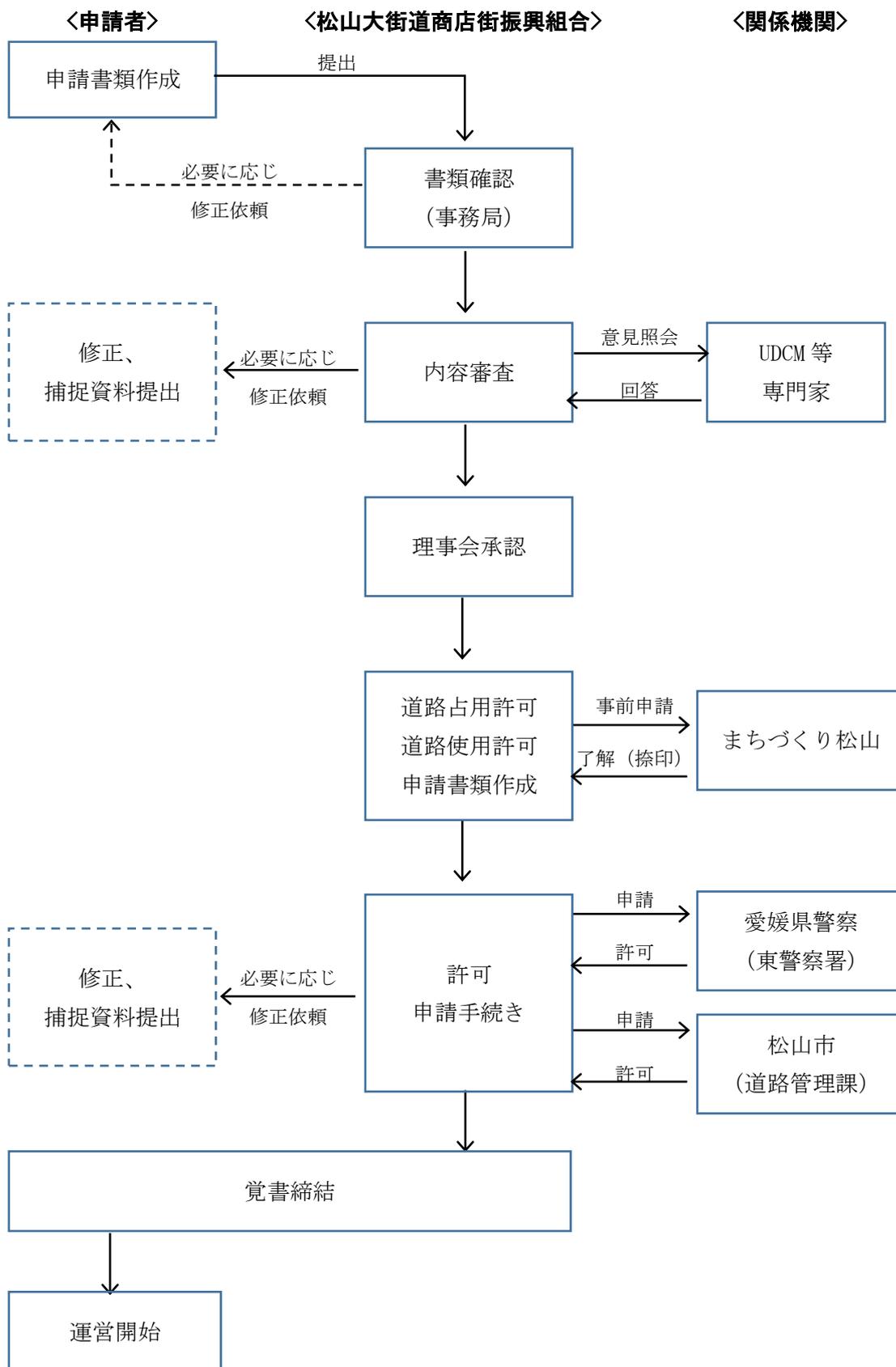
平成 28 年 8 月〇日制定

別紙 1 申請様式

別紙 2 座り場の設置基準（空間づくりの 9 つのポイント）

別紙 3 覚書案

参考 申請フロー



別紙1-①

大街道商店街 座り場設置・管理要項
申請書（案）

松山大街道商店街振興組合 殿

年 月 日

大街道商店街の座り場設置・管理について、下記のとおり申請します。

記

1	事業者名（団体名）	
2	住所	〒
3	事業者連絡先	電話 () E-mail
4	代表者名（ふりがな）	
5	代表者連絡先	電話 () E-mail
6	その他	

複数の個人又は団体が共同して応募する場合は、代表者以外の構成員の名称を「7 その他」に記入して下さい。

別紙1-②

大街道商店街 座り場設置・管理要項 実施計画書

松山大街道商店街振興組合 殿

年 月 日

大街道商店街の座り場設置・管理について、下記のとおり計画します。

記

※赤字の記入例を参考に記載してください。

1	実施場所	松山市大街道▲丁目▲番地▲「〇〇〇」店舗前
2	運営計画	<p>①設置期間、時間</p> <ul style="list-style-type: none">・〇〇年〇月〇日～〇〇月〇日・〇時～〇時 <p>②商店街から貸与を受けたい設置物、数量</p> <ul style="list-style-type: none">・折りたたみ式のイス : 〇台・折りたたみ式のテーブル : 〇基・可動式ベンチ : 〇基・可動式プランター容器 : 大〇基、小〇基

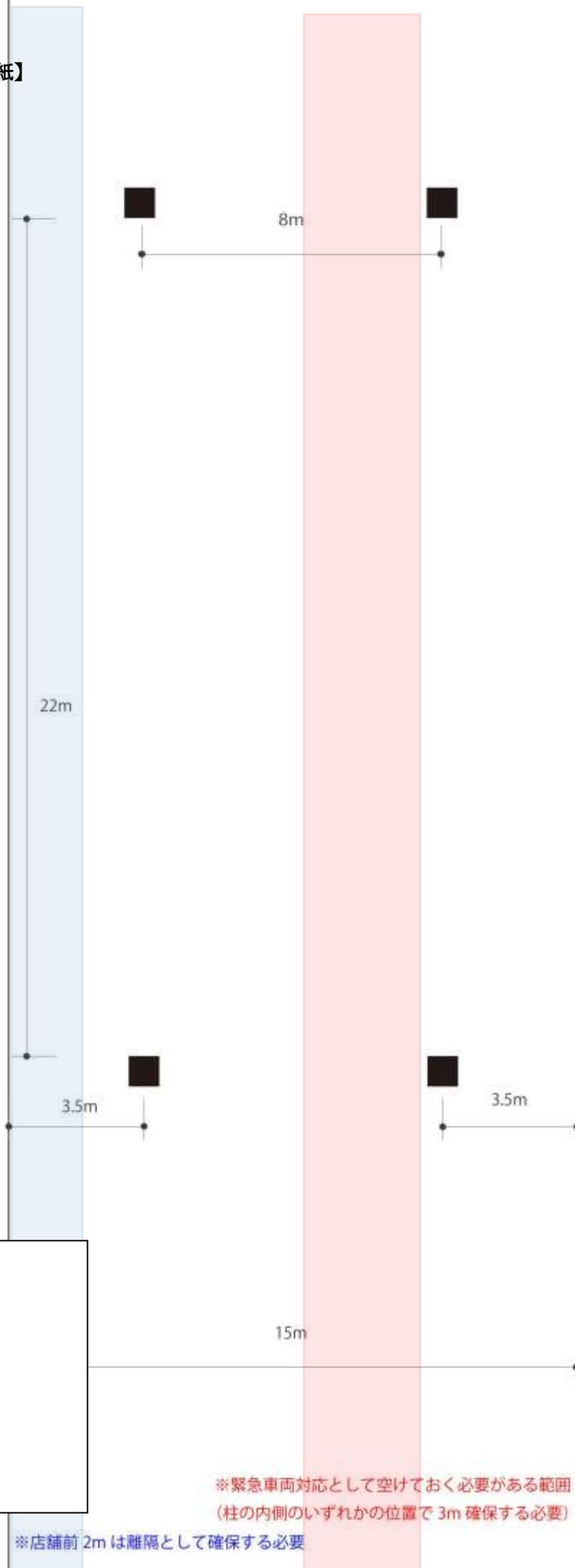
		<p>③設置物の収納場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自社店舗 1F に収納 ・ ○○パーキング倉庫にて収納 <p style="text-align: right;">など</p> <p>④毎日の設置収納時間帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○時～○時（設置）、○時～○時（収納） <p>⑤日常管理上の留意する点（清掃等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 座り場の日常管理は店舗スタッフにて行います。 ・ 椅子テーブル等の設置物の清掃や、喫煙者への声掛けを適宜行います。 <p style="text-align: right;">など</p> <p>⑥交通上の配慮事項（緊急車両への対応等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急車両通行帯として、3mの通路幅を確保し、設置物を配置します。 ・ 土日など歩行者交通量が多い際には、設置範囲を縮小するなど臨機応変に対応します。 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--	---

		<p>⑦その他留意事項や工夫点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本を活用したイベントの開催を企画する等、座り場の、魅力を高める利活用方法をあわせて検討します。 など
3	<p>植栽の費用補助 ※商店街が植栽購入費用を補助することが可能（上限10万円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補助を申請する（ ）万円 ・補助を申請しない
4	<p>使用資材イメージ （写真等）</p>	<p>2.運営計画で回答した設置物のイメージ写真や図面を添付すること。</p>

5	その他	

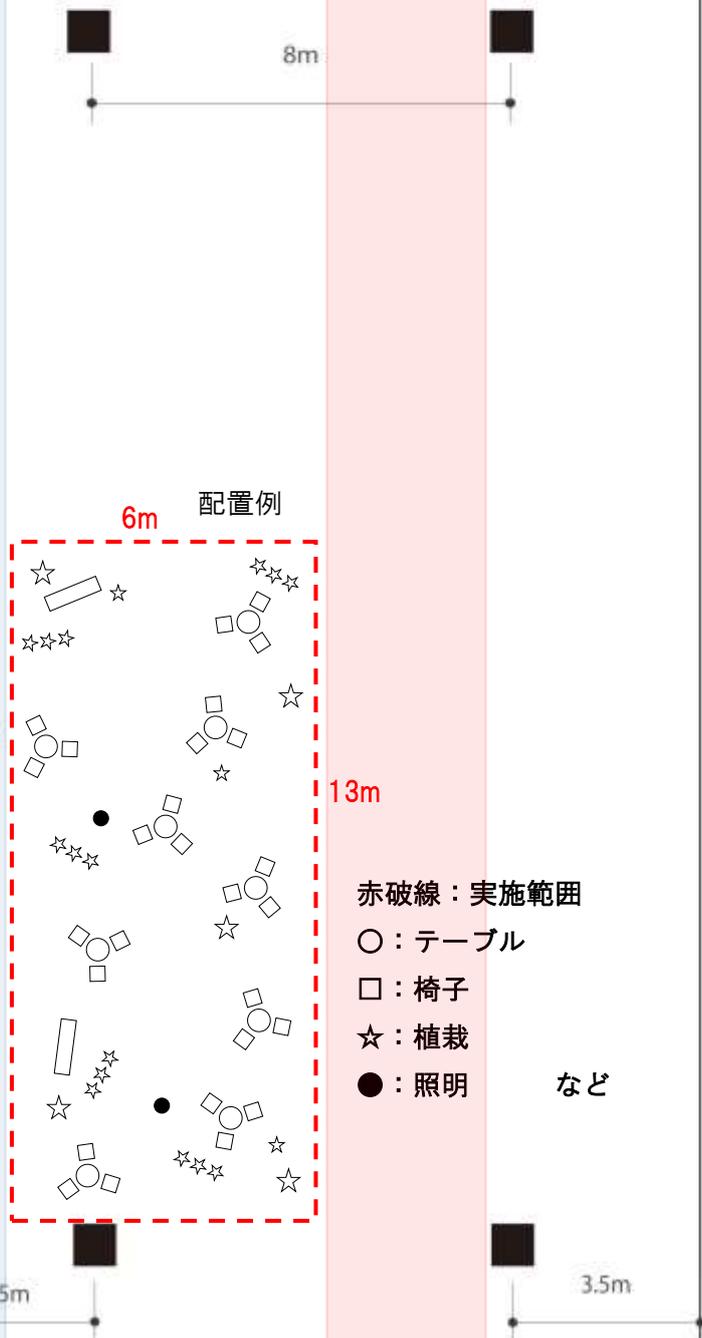
次頁のイメージプラン記入用紙に、記入例を参考に、座り場の配置イメージを○□☆等の図形で表現してください。

【イメージプラン記入用紙】



【イメージプラン記入例】

(例) 申請者店舗位置



- 赤破線：実施範囲
 - ：テーブル
 - ：椅子
 - ☆：植栽
 - ：照明
- など

【設置物 (例)】
 テーブル：9 基
 椅子：27 台
 ベンチ：2 基
 植栽：大 5 基 小 18 基
 照明：2 基

※緊急車両対応として空けておく必要がある範囲
 (柱の内側のいずれかの位置で 3m 確保する必要)

※店舗前 2m は隔離として確保する必要

イメージプラン参考写真



遵守基準

努力基準

魅力的で絵になる風景を
デザインする

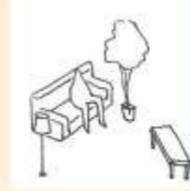
P-1：一定のまとまった空間をつくる



- ◎一定のまとまった空間をつくることで、存在感を担保すると共に、周辺の雰囲気を変える。
- ◎視認性を高くし、多くの人が集まるきっかけとする。

基準： 50㎡のまとまりをつくる。（例：4m×12.5m）
20～30の可動椅子と7の机と植栽を配置する。

P-2：リビングを思わせる設えをする



- ◎ファニチュア類を木材等の暖かみのある素材とする。
- ◎ソファや棚、フロアライトなど、公共空間で通常設置しない装置を置き、空間を変える。

基準： 木製の可動椅子と可動機を用いる。
リビング用のフロアライトを用いる。

P-3：人を呼ぶコンテンツを仕掛ける



- ◎街なかで過ごすきっかけとなるコンテンツ（Wi-Fi や絵本、芝生等）を入れ込む。
- ◎活用空間内でも周辺店舗との協力でもどちらでも可。

具体例：交換型書店・絵本・芝生。
「Ehime Free Wi-Fi」の利用・案内をすすめる。

開かれた場をデザインする

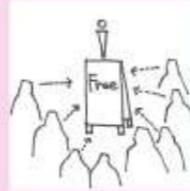
F-1：気軽に利用したくなる雰囲気



- ◎可動椅子を用いて自由に動かせる、楽しい雰囲気を演出する。
- ◎整然とした配置ではなく、あえてランダムに配置することで、自由に使える空間であることを示す。

基準： 利用動線部・入口は、1.7mあける。
密度と間隔の両立として、机と机の間隔は2m内外とし、その間にパuffaを入れる。

F-2：自由に使える場だと分かる仕掛け



- ◎オープンカフェと異なり、自由に使える空間であることが一目で分かる仕掛けをする。
- ◎利用動線を踏まえ、サインや看板やポスター等の位置を決める。

基準： サイン・看板を入口部・通行空間との境界に設置。
一つのまとまりにつき3個以上設置する。

F-3：多様な空間をつくる



- ◎ファニチュア類の種類や密度、配置などを工夫し、多様性のある空間とする。
- ◎様々な利用者が目的に合わせ、好きな場所を選べるようにする。

具体例：可動椅子・可動ベンチ・可動緑台など、多くの種類のファニチュアを用いる。

居心地のよさをデザインする

R-1：居心地の良さをつくる植栽を入れる



- ◎3つの役割を果たす装置を入れる。①通行空間と分離し、内部と外部を柔らかく分ける、②利用者間の視線の交錯を造る、③人の拠り所となり、背後や側面を守る。

基準： 可動式プランター（1.2m×0.4m）を4つ、中木樹木を4つ、低木樹木を4つ、パuffaとして入れる。

R-2：人の手入れを感じる空間をつくる



- ◎手入れされていると感じる、質が高く清潔な空間とする。
- ◎可動家具・植栽によって、出し入れなどの手入れを感じさせ、加えて管理する人間の存在を匂わす。

基準： 質の高い木製可動式ファニチュアとし、こまめに掃除するなど、清潔に保つ。

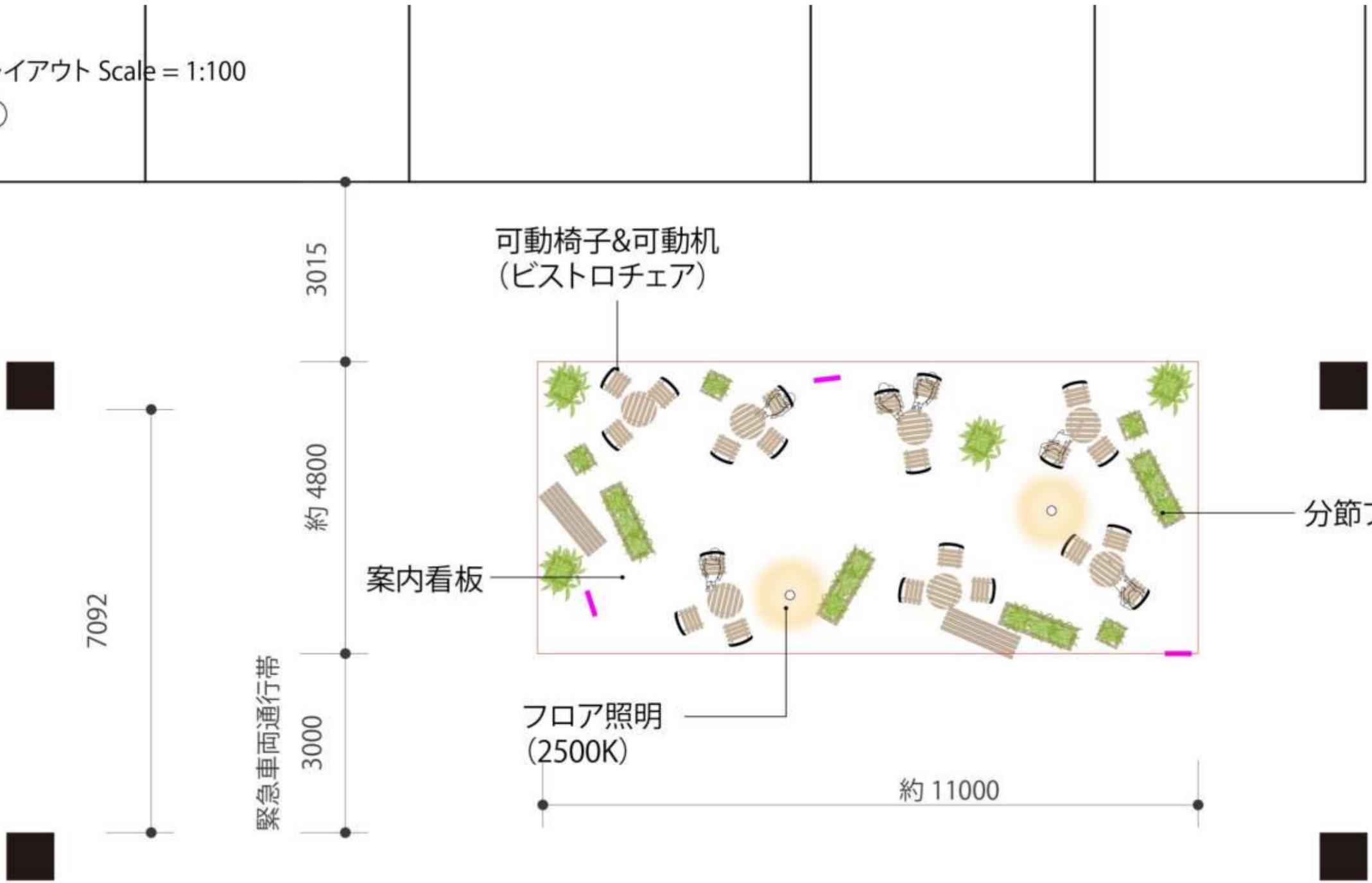
R-3：季節や天候に合わせ、快適な状況をつくる



- ◎気候状況や日光の向きなどを考慮したうえで、アーケード屋根の開閉を行う。
- ◎冬でも快適に外で過ごせるように、工夫を行う。

具体例：屋根の開閉を行う。
ひざ掛けや暖房器具などを工夫し、設置する。

■レイアウト Scale = 1:100



覚 書

「大街道商店街 座り場設置・管理要項」（以下「要項」という。）にもとづく、座り場の設置、管理運営について、松山大街道商店街振興組合（以下「甲」という。）と、●●（以下「乙」という。）との間で下記事項を覚書とし、両者記名押印の上、各自1通を保有する。

第1条 甲は、座り場の設置責任者として、要項に記載された座り場設置の趣旨・目的の達成のため、道路管理、交通管理上の諸課題及び大街道の活用にかかる各種関係者との調整等に対応する。

第2条 乙は、要項に記載された座り場設置の趣旨・目的を理解し、信義にもとづき、座り場の設置及び日常管理を実施する。

第3条 座り場の設置及び管理運営にかかる経費の負担は、要項により定めた通りとする。

第4条 要項及び本覚書に定めていない内容および不測の事態への対処等が必要な際は、甲、乙が誠意をもって協議し、必要な処置を行う。

平成 年 月 日

甲 松山市大街道2丁目2番地の3
松山大街道商店街振興組合 理事長 日野 二郎

乙 松山市△△△●●番地
●● 代表 ●● ●●